

国の出先機関の原則廃止に向けて

平成 22 年 7 月 15 日

全国知事会

② 法務局・地方法務局

《仕分け結果の概況》

登記事務や供託事務、人権擁護に関する事務等は地方に移管し、国に残す事務は国の利害に関係ある訟務事務など国がその責任において実施すべき事務に限定する。

《仕分けに当たっての留意事項》

登記、供託等に関する9事務は司法制度と密接な関連を有する等との理由から国に残すべきとの意見もある。しかし事務の専門性については法務局の職員を地方に移管することで対応可能なこと、国家の存立にかかわる事務である点については、同様の性格を持つ例えば旅券発給事務などを既に地方で実施していることを踏まえれば、必ずしも決定的な理由にはなり得ないことから、地方に移管する事務として仕分けを行った。

一方で、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。

【事務・権限の仕分けの結果（14事務）】

A 地方移管する事務（9事務）

- ・ 登記事務（不動産登記、商業・法人登記等）
 - ・ 供託事務（弁済供託、執行供託等）
 - ・ 市町村が実施する戸籍事務に関する助言、勧告、指示等
 - ・ 国籍に関する事務（帰化、離脱等）
 - ・ 人権擁護に関する事務
- など

B 廃止・民営化等する事務（2事務）

- ・ 司法書士試験等に関する事務
- ・ 土地家屋調査士試験等に関する事務

C 国に残す事務（3事務）

- ・ 国の利害に関係のある訴訟に関する事務
- ・ 総合法律支援に関する事務（法テラスに対する立入検査等）
- ・ 上記事務の執行に関する内部管理事務

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

地方	廃止等	国
(9)	(2)	(3)

平成20年
全国知事会提言

(7)

(0)

(2)

【地方分権改革推進委員会第2次勧告(本文)】
 ○ 下記*のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。
 ※ 下表「仕分け」欄の「地方分権改革推進委員会第2次勧告(H20.12.8)」の仕分けを指す(以下この章において同じ。)

法務局

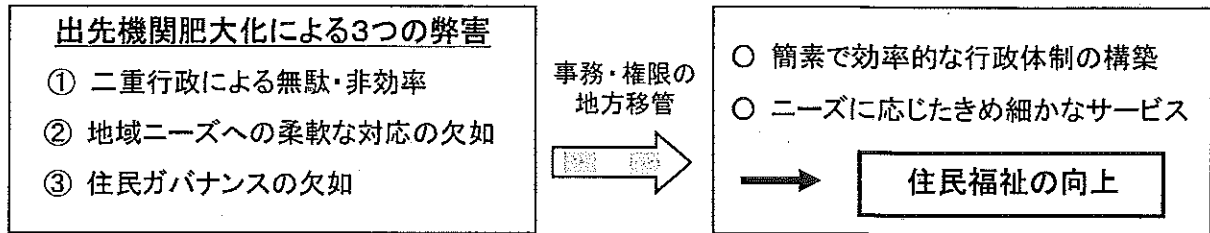
事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)	
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)				
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
総務部	1-1	内部管理事務										
	1-2	同上(地方移譲に係るもの)										
	2	総合法律支援に関する事務 ・日本司法支援センター地方事務所及びその関係機関・団体相互の連携強化に関する事務 ・日本司法支援センターに対する立入検査等										
訟務部	3	国の利害に関係のある争訟に関する事務 ・民事に関する争訟に関する事務 ・行政に関する争訟に関する事務										
民事行政部	4	公証に関する事務 ・公証人の指導監督等										
	5	市町村が実施する戸籍事務に関する助言、勧告、指示等										
	6	国籍に関する事務 ・帰化に関する事務 ・届出による国籍取得に関する事務 ・国籍離脱に関する事務 等										
	7	各種供託事務 ・弁済供託 ・執行供託 等										
	8	各種登記事務 ・不動産登記 ・商業・法人登記 等										・国の出先機関原則廃止の観点から地方移管とするが、司法制度と密接な関連を有するものであり、国に残すべきとの意見もあるため、今後更に検討する
	9	司法書士に対する指導、司法書士会の会則の認可に関する事務等										
	10	土地家屋調査士に対する指導、土地家屋調査士会の会則の認可に関する事務等										
	11	司法書士試験の実施										
人権擁護部	12	土地家屋調査士試験の実施										
	13	人権擁護に関する事務 ・人権擁護委員の委嘱に関する事務等 ・人権侵犯事件に係る調査・救済・予防等 等										
14	合計											

「国の出先機関の原則廃止に向けて」の概要

平成 22 年 7 月 15 日
全 国 知 事 会

I 基本的な考え方

1 「国の出先機関原則廃止」の目的



・「国の出先機関原則廃止」は、地方への権限・財源移譲を進める最も実践的な改革手法。

2 検討に当たっての基本的な考え方

・補完性の原理に基づき、「地方にできることは全て地方に移管」「国に残す事務は、国が真に担うべき事務に極限」の考え方で事務・権限仕分けを実施。

《前提条件》

- ・ 全国知事会及び地方分権改革推進委員会の提言・勧告を出発点
- ・ 財源は当然保障されるべきとの前提で積極的に事務権限を受け入れ
- ・ 現行都道府県・市町村制度を前提に受入体制等を検討
- ・ 制度を見直し中の事務は議論の方向性に留意しつつ、現行制度を前提に検討

II 出先機関の事務の仕分け

1 検討対象機関・事務 8府省15系統の出先機関の528事務

2 事務の仕分け結果

<p>地方に移管 (296)</p>	<p>廃止・民営化等 (97)</p>	<p>国に残す (135)</p>
------------------------	-------------------------	-----------------------

(機関別の仕分け状況)

<p><u>全て又は大半の事務移管が可能</u> (8機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県労働局 ・ 経済産業局 ・ 地方運輸局 ・ 地方環境事務所 ・ 北海道開発局 ・ 地方厚生局 ・ 地方整備局 ・ 地方農政局 	<p><u>一定の事務移管が可能</u> (4機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合通信局 ・ 法務局 ・ 漁業調整事務所 ・ 沖縄総合事務局 	<p><u>大半の事務を国に残す</u> (3機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中労委地方事務所 ・ 森林管理局 ・ 地方航空局
--	---	---

Ⅲ 出先機関原則廃止の実現に向けた取組

1 先行的な移管を進める重点分野

(1) 最重点分野

平成 23 年通常国会への法案提出、平成 24 年 4 月 1 日からの全国一律実施を目指す。

- ・ 職業安定、労働保険等（都道府県労働局の事務のうち労働基準監督以外）
- ・ 直轄国道（高規格幹線道路を除く）
- ・ 直轄河川（一の都道府県で完結するもの等）

(2) 重点分野

大半の事務の移管が可能な機関については、重点的に地方移管を推進。

地方農政局、経済産業局、地方厚生局、地方運輸局、地方環境事務所
（上記に準ずるものとして）北海道開発局、沖縄総合事務局

2 事務移管の方法

- ・ 重点分野は早期移管。特に最重点分野は平成 24 年 4 月からの全国一律実施を目指す。
- ・ 広域連携が必要なものは段階的な移管も検討。
- ・ 全国一律移管が難しいものは実験的移管を突破口とする柔軟な方法を検討。

3 受入体制

都道府県単位の機関（ハローワーク等）		原則として都道府県単独で事務を受け入れ
ブロック単位の機関	事務の対象・範囲が 都道府県内で完結	原則として都道府県単独で事務を受け入れ
	事務の対象・範囲が 都道府県域を 越えるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独都道府県で担えない場合、広域連合や協議会等の広域連携組織を設置。 ・ 許認可事務などは、都道府県間の情報共有、域外権限の付与などで対応。

4 国から地方への人材移管

人材移管についてはできる限り丁寧な制度設計を行い、職員の雇用が確実に確保されるよう最大限の努力を払う。

《人材移管の前提条件》

- ・ 国における組織・事務の徹底的なスリム化が前提
- ・ 地方が主体的に人員と人材を選考できる仕組みとする
- ・ 府省を退職し、移管先の都道府県の職員として採用することが基本
- ・ 給与等は任命権者である都道府県の定める規定により決定
- ・ 国と地方が対等の立場で協議・調整を行う人材移管の総合調整組織を設置

5 国から地方への財源移譲

財源の不足が生じないように、移管人員の人件費を含む必要総枠を確保。

《財源確保措置》

【当面の財源確保】

- ・ 事務事業の実施に必要な財源総額を交付金により確保。

【将来の財源確保】

- ・ 税財源の移譲により、地方の新たな役割に見合う税財源を確保。

地域主権戦略大綱

「国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）」の概要

改革の理念

「補完性の原則」の下、国と地方の役割分担を見直し、地方への事務・権限移譲などにより、地域における行政を地方自治体がより自主的・総合的に実施できるようにする。

■ 改革の枠組み

1. 国と地方の役割分担の考え方

「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方が担い、国は本来果たすべき役割を重点的に担う

特性、規模、効率性等の観点から国の事務・権限とする「例外的な場合」を除き、

国の出先機関の事務・権限は地方に移譲

2. 財源・人員の取扱い

- 事務・権限移譲や人員移管に伴う財源を確保するため、必要な措置を講ずる
- 人材移管に当たっては、国・地方の関係者により総合調整を行う体制整備等を検討

3. 柔軟な取組を可能とする仕組み

- 地方の発意による選択的实施や、自治体間連携・広域的实施体制の整備に応じた事務・権限移譲など柔軟な取組を可能とする仕組みを検討

4. 今後の改革の進め方

(1) 事務・権限仕分けの実施

- 各府省は自ら所管する出先機関の事務・権限仕分け（自己仕分け）を実施



8月末までに地域主権戦略会議に報告

- 地域主権戦略会議は「自己仕分け」結果を精査した上、自ら「事務・権限仕分け」を実施

(2) アクション・プラン(仮称)の策定

- 個々の出先機関事務・権限の地方移譲等の取扱い方針、実現に向けた工程、スケジュール、組織の在り方を明らかにする「アクション・プラン(仮称)」を年内目途に策定。
- 地方側の要望を踏まえ、重点的に取り組むべき事項の速やかな実施を検討。平成23年通常国会への法案提出を含め、可能なものから速やかに実施。